

538 号演習刑事訴訟法・「ステップアップ」解説

問題の所在 Xは当初尿の提出を拒んでいたものの、Kが、強制採尿令状が発付されている旨告げたことを受けて、尿を提出している。Xの同意・承諾は、錯誤に基づくものとして有効性が否定されないか。

具体的規範の提示 被処分者が処分を認識している場合であっても、捜査機関の働き掛けによっては、拒否の自由がないとの誤信を生じさせる場合も考えられる。そのような働き掛けを受けた者が、捜査機関の一定の行為を許可し、あるいは自ら一定の行為を行った場合、それらは外形的には同意・承諾に基づくとしても、実質においては、自律的判断によるものとは言えない。この場合は、捜査機関が一方的に処分を実施する場合と同視できるため、同意・承諾の有効性は否定されるべきである。

あてはめ・結論 Xは、相手が警察官であることおよび処分の意味を理解した上で、「それなら仕方がない」と述べてKに尿を提供している。しかし、それは強制採尿令状が発付されていると誤信し、前科の際の経験により、カテーテルを用いて強制採尿されることを避けたいがゆえに行った行為であるから、その判断はおおよそ自律的判断とは呼べない。Kの尿を提出にかかる同意・承諾は無効であり、Kの行為は、強制採尿令状によることなく尿を取得したものとして違法である。